

民生文教常任委員会

1 開 議 令和元年12月17日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第 91号 大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第 92号 大田原市特定疾患福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第 93号 大田原市子宝祝金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第 94号 大田原市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第 95号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第 99号 大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの指定管理者の指定について

日程第7 議案第100号 大田原市立図書館の指定管理者の指定について

日程第8 陳情第 10号 介護福祉職員の給与を当面4万円引き上げる助成制度の新設を国に求める意見書の提出を求める陳情書について

民生文教常任委員会名簿

委員長	大豆生田	春	美	出席	
副委員長	高	崎	和	夫	出席
委員	秋	山	幸	子	出席
	鈴	木		隆	出席
	深	澤	正	夫	出席
	菊	池	久	光	出席
	君	島	孝	明	出席

当局	健康政策課長	齋	藤	一	美	出席	
	福祉課長	安	在	保	男	出席	
	子ども幸福課長	益	子	敦	子	出席	
	保育課長	遅	沢	典	子	出席	
	教育部長	齋	藤	達	朗	出席	
	教育総務課長	大	森	忠	夫	出席	
	生涯学習課長	津	久	井	静	男	出席
	スポーツ振興課長	君	島		敬	出席	

事務局	植	竹		広	出席
-----	---	---	--	---	----

傍聴者	印	南	典	子	氏
-----	---	---	---	---	---

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大豆生田春美君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、齋藤一美健康政策課長、安在保男福祉課長、益子敦子子ども幸福課長、遅沢典子保育課長、斎藤達朗教育部長、大森忠夫教育総務課長、津久井静男生涯学習課長、君島敬スポーツ振興課長であります。

◎議案第91号 大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第91号 大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議におきまして執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

健康政策課長。

○健康政策課長（齋藤一美君） 健康政策課長の齋藤です。保健福祉部、齋藤部長が体調不良により欠席しておりますので、幹事課長が同席させていただいております。保健福祉部関係の議案第91号から議案第94号までは、各担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

では、まず初めに、福祉課の説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 議案第91号 大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットの123ページの議案書補助資料をごらんください。今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、引用条項及び文言を改正するため付議するものであります。

新旧対照表によりご説明いたしますので、タブレットの124ページをお開きください。第15条第3項の条文を償還金の支払い猶予、償還免除、報告等一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとするに改めます。

続きまして、第4章の次に第5章、雑則を加え、見出しを支給審査委員会の設置とし、第17条、市に災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会（以下委員会という）を置く。第2項、委員会の委員は、医師、弁護士、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。第3項、前項に定める者のほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定めるの条文を追加し

ます。

タブレットの122ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。ただし、第4章の次に1章を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行するといいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊池委員。

○議員（菊池久光君） 私のほうから、先ほど説明がありました支給審査委員会でございますけれども、委員は医師、弁護士、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱するという形になっておりますということだったのですが、その他の方はどのような方で、何名を想定されておりますでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 法律で定数4名以上という形で定められておりますので、現時点では4名を検討しております。具体的に申し上げますと、医師会から推薦していただくお医者さん、それから市内の弁護士、それと県北健康福祉センターの所長、それと国際医療福祉大学の教員等を考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 今私も聞きたかったことでした。

あと、こちらの任期はどのぐらいなのでしょう。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 実際の会議自体は、災害関連死が疑われる場合とか、災害関連障害が疑われる場合、こういった場合で会議自体はそれほど多く開くことはないかと思いますが、任期としては一応2年を考えております。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 同じくこの審査委員会の関係であります。この委員会を設けるということの意味について確認させてください。法律の中ではこの委員会を設置するということは承知しております。これを設置するという意味、その点について国会で恐らく議論があったと思いますけれども、念のため確認させてください。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 設置は法律では努力義務という形になっております。今回まだ法律は施行されていませんが、今回の台風で一人けがをされた方がいらっしゃいます。その方につきまして、まだ具体的に障害等が残っているかどうか、今病院のほうに確認をとっているところですが、そういった場合に、それが果たして災害に当たるものか、災害関連の障害なのかどうかというものが行政側で判断できない場合、専門職であるお医者さんとか、そういった部分で判断をしていただくために、この委員会を設置するものであります。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） これはある面で審査を厳正に行う、徹底して行くと、そういった理解でよろしいでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） そのとおりでございます。

○委員長（大豆生田春美君） よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第91号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号 大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第92号 大田原市特定患者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 続きまして、日程第2、議案第92号 大田原市特定患者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議におきまして執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 議案第92号 大田原市特定患者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット127ページの議案書補助資料をごらんください。今回の改正は、平成27年1月に難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、主な対象者がこの難病法に規定する指定難病患者に変更となったことから、題名を難病患者等福祉手当に変更することとするものであります。

また、特定患者の文言を全て難病患者等と改め、該当者にわかりやすい表現に改めるとともに、栃木県が実施する先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象者を追加することから、手当額を3,000円から2,500円に変更するため、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表によりご説明いたしますので、タブレット128ページをごらんください。題名中、特定患者福祉手当を難病患者等福祉手当とし、本則中、特定患者を難病患者等に改めます。

第2条第1号中の特定疾患を難病等に改め、難病等の定義を従来は施行規則第2条で規定しておりましたが、条例で規定します。さらに、栃木県が定める先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要領を追加いたします。

次のページに参りまして、第5条第1項中、3,000円を2,500円に改めます。

タブレットの126ページにお戻りいただきまして、附則として、第1項で、この条例は令和2年4月1日から施行することといたします。第2項は経過措置であります。旧条例において行った行為は、改正後の条例によるものとみなすものであります。第3項は、新たに追加する先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象者が令和2年4月に申請した場合に限り、本来受給資格を認定された日の属する日の翌月から支給対象となるものを令和2年4月1日から支給対象とするものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊池委員。

○議員（菊池久光君） お聞きします。

先天性血液凝固因子障害等、こちらをわかりやすく。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 血液凝固因子障害とはどういう内容かといいますと、主なものとしましては、いわゆる血友病というものであり、血液中の凝固因子が先天的に欠乏し、出血がとまらない状態が続くもので、繰り返すことにより発育、生活上の障害が生じるような病気であります。また、薬害エイズもこの医療費助成制度に含まれております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかにありますか。

菊池委員、続けてお願いします。

○議員（菊池久光君） こちらの方を今回ふやすということで、それと同時に3,000円が2,500円になっていますよね。これはなぜですか。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 血液凝固因子障害等治療研究の対象者をふやすものですから、対象者はそんなに多くはないと思うのですが、現在今のところ確認しているのは、県北健康福祉センターに照会をかけた上で、3名ほど大田原市内にいらっしゃいます。そういった方が今後ふえていく可能性もありますので、限られた予算の中で広く手当を支給するために、3,000円から2,500円に変更したものでございます。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○議員（菊池久光君） そうしますと、こちらの該当者というのが全部で何名ぐらいいらっしゃるのかということと、その対象の方の周知。今まで3,000円の方が2,500円になったという形になってくると思うのですが、周知の方法はどんな形を想定していますでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 該当者は、ちょっと今資料がないので、はっきりした数字が申し上げられない

のですが、周知の方法としましては、今回の議会で可決をいただきましたらば、個別に通知を出しまして、4月からこのようになります。それから、新たに追加になる方につきましては、あくまでも窓口は県北健康福祉センターが医療の窓口になりますので、そちらのほうに今までと同様にチラシのほうを置かせていただきまして、申請が出たときに同時に手当が市のほうに申請できますよという周知を行ってもらうように考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 関連するわけでありまして、対象疾患が第2条の第1項第1号のところで規定されており、変更になるわけでありまして、利用者は現在わからないということなので、回答は難しいかと思うのですが、今回のその対象疾患が変わることによる不利益をこうむることがあるかどうか、この点も大事な点だろうと思いますが、利用者がわからないということでもありますので、ちょっと回答は難しいかと思いますが、わかる範囲でお答えをお願いします。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 令和元年度当初予算の算定している段階では、受給者数を480名と見込んでおります。不利益が生じるかといいますと、実際に今まで月額3,000円を受給しておりましたので、年額からいいますと6,000円の減額という形になってまいります。ただ、先ほども申し上げましたように、広く福祉の手当を支給するために、限られた予算の中で対応していくには、これが限界かなというところで考えたものでございます。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） ありがとうございます。対象疾患自体はいかがでしょうか。金額の点はわかりました。ありがとうございます。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 対象疾患につきましては、まず難病医療費助成を受けている方が333疾患、それから特定疾患治療研究事業、こちらにつきましては4つの疾患、それと小児慢性特定疾病医療費助成制度、こちらは762疾患、それから先天性血液凝固因子障害等治療研究事業が12疾患という数字になっております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 法律の今回の条例の改正で受益者、対象者が変わるということがあるのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男君） 今回の法律の改正、平成27年に法律自体が改正されておりますので、今受給されている方全てが対象になってまいります。それと、新たに先ほど申し上げました県の先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象者が加わるというような形になります。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(大豆生田春美君) 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第92号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(大豆生田春美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第92号 大田原市特定患者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第93号 大田原市子宝祝金条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(大豆生田春美君) 日程第3、議案第93号 大田原市子宝祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議におきまして執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

子ども幸福課長。

○子ども幸福課長(益子敦子君) 議案第93号 大田原市子宝祝金条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。資料はタブレットの130ページからとなります。

132ページの議案書補助資料をごらんください。大田原市子宝祝金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県内自治体の祝金事業の実施状況を鑑み、大田原市子宝祝金の支給金額を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表によりご説明いたしますので、133ページをごらんください。祝金の額を規定する第3条中、10万円を5万円に改めるものであります。

議案書133ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項でこの条例は令和2年4月1日から施行するとし、経過措置として第2項で、この条例の施行の日前に子宝祝金の支給要件に該当する者で、令和2年4月30日までに認定を受けた者に支給する子宝祝金の額については、この条例による改正前の大田原市子宝祝金条例第3条の規定は、なおその効力を有するとするものであります。

以上で議案第93号 大田原市子宝祝金条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(大豆生田春美君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

高崎委員。

○副委員長(高崎和夫君) 今回のこの改正ですけれども、この間もちょっと説明ありましたが、改めてちょっと説明いただきたいと思うのですが、予想しているこの第3子の人数と、それによって大体これで大田原市の場合に、全体的に年間の減額になる金額、これらを予想している部分についてわかりましたらば説明願いたいと思います。

○委員長(大豆生田春美君) 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子君） 子宝祝金のこれまでの支給状況につきましてですが、平成26年度84件、840万円でした。平成27年度101件、1,010万円でした。平成28年度91件、910万円でした。平成29年度85件、850万円でした。平成30年度84件、840万円でした。大体850万円から900万円ぐらいで推移していると思われます。それですので、これを減額した場合の予算的な数字になりますと、その半額になりますので、通常予算ベースで900万円程度の予算をいただいておりますので、450万円程度になるかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 私、この子宝祝金の条例の中で3条、第3子以降の児童1人につきということが、これ3人目ではなく4人目、済みません。

○委員長（大豆生田春美君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子君） 第3条は、子宝祝金は養育する児童のうち、第3子以降の児童1人につき10万円を支給するものとするでございます。今のご質問ですと、例えば第3子、双子ちゃんが生まれたとか、そういう場合には10万円、10万円20万円出るという考え方でございます。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 3人目までで1人ずつだったら、4人目で10万円ということで考えていいのでしょうか。

（何事か言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 入るのね。了解しました。

○委員長（大豆生田春美君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子君） 3人目以降の児童1人につきということですので、1人目、2人目は出ませんが、3人目から、3人目生まれましたときに10万円、また例えばその後4人目が生まれても10万円という形になります。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） そのほかございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 今回についてなのですけれども、例えば妊娠中の方、現在妊娠中の方ですと、恐らく来年の4月1日以降ご出産ということで、ある一定程度の期待権のようなものがあるのではないかと思います。期待権、もう既に妊娠しておるわけだから、当然もらえたのだろうにねということで、少しちょっとある面では条例が可決すると、そういった点での不利益かなというような感じもする方もいると思うのですけれども、条例の適用としては厳格にそこは4月1日以降の出産ということで、そういう考え方もあろうかと思うのですけれども、ほかの条例とのバランス、大田原市内の条例とのバランス、そういったことを考えた場合に、そういった期待権的な考え方、そういったことを踏まえても今回の条例の改正ということで、いわゆるその暫定な措置ということで何か緩和措置を考える必要があるのかどうか、その点確

認させていただきたいと思います。いわゆる期待権というものが今回の場合に考えることもできるのかどうか、そういった点についてお伺いします。

○委員長（大豆生田春美君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子君） 妊娠されて4月以降に出産される方は、確かに多いかと思いますが、そこまでのことは考えていないというわけではありませんけれども、今回の改正におきましては、3月生まれのお子さん、そちらについては通常2週間後以内に妊娠届が出るということになっておりますので、3月の例えば頭に生まれて、出生届を3月中に出す。3月の下旬に生まれたら、今度4月になってしまいますので、その場合について不利益を被らないようにという措置で、この経過措置を設けてはおります。

以上でございます。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 念のためですけども、ほかの条例とのバランスもとれていると、そういう理解でよろしいでしょうか。期待権的なものはないと。

○委員長（大豆生田春美君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子君） 済みません。その辺のことにつきましてですけども、今の時期にこれをご審議いただくということで、周知期間としては十分とは言えないと思うのですけれども、この期間でご理解いただけたらというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） これはお祝金ということになっておりますけれども、子ども幸福課のほうで考えて、例えば前回出産費用について調べたところ、42万円が支給されておりますけれども、正常分娩の平均の出産費用が50万5,759円となっているので、そういったところにもこのお祝金ではあります、充てられるということも一概に間違いではない、そういうことがあってしかるべきというふうにお考えか、お聞きします。

○委員長（大豆生田春美君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子君） 分娩費用ということについて数字を言う場合には、確かに50万円超えるということになりますが、今回副市長がこの前答弁されましたように、大田原市の子育て支援という大きなこのスパンというか、長い目で見て考えたときに、本年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴って、保育料や副食費が無償にならない方々がいらっしやいまして、その方々を対象に本市独自の補助制度も開始したところでありまして、今まで保育料というのは3子目以降も無償でございましたが、この場合につきましてはその第3子以降に限定されるわけではなく、第1子であっても第2子であってもというところで、そういった事業が開始されたわけでございます。

そのような子育て環境の充実に努めておりますが、財政的な観点もあってバランスをとって子宝祝金につきましては少し減額にはなるのですけれども、一貫した子育て制度の流れの中でこういったことでバランスをとったという状況になっておりまして、その点はご理解いただきたいと思うのですが、またこの子宝祝金につきまして今第3子目以降しか出ておりませんが、第1子目、第2子目はなぜ出ないのかというご意見も、市民の中にはあるのかなというふうには思います。そういった中で今少子化、晩婚化が進行しまして、お子さんが欲しくてもできなくて不妊治療にご苦労されている方もいらっしやるようにお聞きし

ております。中にはどうして第3子だけ優遇されるのかといったようなお声もある中で、今回ちょっと第3子以降に出ている手当は多少減額にはなりますけれども、今申し上げたように、そういった保育のほうでちょっと幅を広げて支援をしていくといったことをご理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、深澤委員。

○委員（深澤正夫君） これ10万円から5万円になるのですけれども、副市長の答弁の中に幅広くというのですけれども、その5万円減額になった分が今言ったようなことに使うということですか。

○委員長（大豆生田春美君） 手を挙げてお願いします。

子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子君） 今回その子宝祝金のほうで減額されて減るお金は450万円程度になります。保育のほうの金額というのはもっともっと多額になるわけなのでございますけれども、国の制度において無償化の対象とならない子供、ゼロ歳から2歳までの住民税が課税される世帯の子供については、利用料負担額、保育料が一律3割減額するというのが大田原市独自の制度になっておりまして、こちらの対象児童は令和元年6月現在で371名になっております。

それから、大田原市独自の補助制度といたしまして、食費の無料化の対象とならない子供という方がいらっしゃるのが、これは年収360万円以上相当の世帯の子供及び第1子及び第2子の子供に対して、月額2,000円の補助を実施する、これが1,671名ということでございまして、また令和2年の4月1日から実施する制度もございますけれども、そちらのほうの金額のほうがかなり高いものですから、この450万円では全然足りないわけなのですけれども、今回はその450万円はこちらのほうに使う、使うというか、そういう形でお考えいただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 今のお話の中で拡充先が確実にここに使われるということがわかっているということでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（益子敦子君） そのようなお考えでよろしいかと思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） この減額の理由や何かいろいろ聞きまして、やはりこれこそは拡充しなければならぬというところではないかと思えます。そういう点では、はい、わかりました。

○委員長（大豆生田春美君） いいのですか。

○委員（秋山幸子君） はい。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○議員（菊池久光君） 今いろいろ説明をいただいた中で、これは本会議の中でも副市長のほうから説明があったわけなのですけれども、今回の5万円がカットされるということで、先ほど課長のお話の中にもあ

りましたけれども、その辺も含めて子育て施策、就学前の子供たちに手厚くやっていきたいよという市のほうの考えだと思うのです。大田原市の場合には、子育て施策というのが本当にほかの自治体から比べて先進的に取り組んでいる部分もあるので、この部分もちろん5万円はカットされますが、その部分就学前の子供たちに手厚く対応していきますよというものをちゃんと皆さんに周知していく必要があるのかなと。ただ単に5万円がなくなるよという形ではなくて、その分手厚く子育て施策が充実しているのですよ、大田原市の場合はこうですよというのをPRしていくべきだと思います。しっかりした子育て施策をやっていますよということを該当者の方、また市民の方に周知していくべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） 今の菊池委員の考え方と同じなのですが、手厚くというようなことでありましたけれども、今課長のほうから説明があったような内容的なものをきちんと説明をしてやらないと、ただ減額になってしまったというようなことに話を聞くほうはなる可能性がありますから、ちょっとその内容の説明をわかりやすく説明の周知をしていくというようなことをお願いできればと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 今回については、先ほどの手当のある面ではつけかえ的な側面ということでご説明だったと思うのですが、そもそもこれはやはり厳しい財政状況というのが第一の大本ではないかと思います。その点を含めて厳しい財政状況の中であるがという前提の中で工夫ということが正しい理解ではないかと思いますが、その点を含めて議会の答弁、知らない方もいると思いますので、お伝えいただけるようお願いしたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） この令和2年度の予算編成方針、今回出たもののために、やはりこうやって削減していかなければならないというふうに考えるのですけれども、そうでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 済みません。ここは意見なのです。

○委員（秋山幸子君） だと思うのですね。ですから、やはりもう一つは、副市長も言っていたように、高齢者の祝金も考えてヒアリングをするというような話もありましたが、やはりここは充実しなければならない箇所ではないかというふうに思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第93号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

議案第93号につきまして、原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（大豆生田春美君） 起立多数であります。

よって、議案第93号 大田原市子宝祝金条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第94号 大田原市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第4、議案第94号 大田原市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議におきまして執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 議案第94号 大田原市保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。資料は134ページからでございます。136ページの議案書補助資料もあわせてごらんください。

大田原市保育所条例は、公立保育園に関してを規定する条例でございます。このたびの本条例の改正は、第2期大田原市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴い、公立保育園の定員を改正するものであります。大田原市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき策定するものであり、平成27年度から令和元年度までの5カ年を第1期計画期間として策定いたしました。令和2年度からの第2期計画を策定するに当たり、子育て支援事業に関する要望等を把握するために、保護者へのニーズ調査を行いましたところ、共働き世帯の増加、保護者の就労形態の変化、核家族化の進行に伴います保育需要の増加が顕著であることがわかりました。

第1期計画を策定した時点では、子供の人数が減少していくと予想しておりましたが、子供の人数は減少しても、保育園の入園を希望する子供の人数は増加しており、平成29年度に中間年度見直しをした際にも、児童数の推移につきまして修正をいたしたところであります。そこで公立保育園は、市内の保育の需要量の定数調整施設としての位置づけであることを踏まえまして、第2期計画の策定に当たり、しんとみ保育園及びゆづかみ保育園の定員の増員を行うものであります。

新旧対照表によりご説明いたします。137ページをごらんください。別表の改正をいたします。別表は、第2条に規定する名称、位置、定員につきまして記載しておりますが、その中の定員につきまして改正をいたします。ここ数年のしんとみ保育園及びゆづかみ保育園の児童の受け入れ人数は、しんとみ保育園が230人前後、ゆづかみ保育園が130人前後となっておりますことから、大田原市しんとみ保育園につきましては定員200人を250人に、大田原市ゆづかみ保育園につきましては定員120人を150人に改正いたします。

135ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するといたします。

以上で大田原市保育所条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 子供を中心に考えて、詰め込みにならないかということが危惧されるところなのですが、このしんとみで50人ふやし、ゆづかみで30人、このための増築とかそういうのはないようなのです

けれども、その辺は大丈夫なんでしょうか、確認したいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） ここで規定している定員は認可定員でございます。先ほどご説明申し上げましたように、既にもうここ数年間、定員の200名と150名を超えてということで保育をしておりますので、これから施設を増築するということはありません。既に入っている人数というか、今回の規定する定員に見合った施設の面積となっていると考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） もう一つ、保育士の充足がなされているかお聞きます。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 保育士につきましても、ゼロ歳児は3人に1人、1歳から2歳児は6人に1人、3歳から4歳児は20人に1人、4歳児以上は30人に1人と規定がありますが、そちらも今回の改正においては既にふえていることで基準を満たしております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） 今保育課長のほうからの説明の中で、保護者のニーズに合わせてということがありましたけれども、今まではどうしてもその潜在的な待機児童というか、これがあつたわけで、そのニーズに合わせてということになりますと、ほぼ待機児童は今まで言われているその条件に合わないとか、そういう形での待機児童といいますか、そういう形のお子さんもこの増員によって親の希望に沿ったような形の中でほぼその希望に応えられるとか、そんな考えの中まで考えてよろしいのですか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 今回は認可定員の増員ですので、利用定員の増員ではないので、今回ふやしたからといって入れる子供が一度にふえるかという、そういう考えではないことをちょっとご理解いただきたいのですが、潜在的な待機児童、保護者の方がご希望するところ以外を希望されない、ほかの施設があいているのにここの決まったところしか希望されないなんていう潜在的待機児童は、10月1日現在六十何名ほどおります。普通の国の考え方、捉え方からする潜在的待機児童は、今年度は4月1日と10月1日の2回報告をするのでありますが、どちらも大田原市におきましてはゼロ名となっておりますが、ここで公立保育園の認可定員をふやしたから、その分が60名が解消されるかという、一概にそういうわけにはいかないと考えております。

○委員長（大豆生田春美君） ほかにございますか。

君島委員。

○議員（君島孝明君） 先ほど保育士の数、基本的な人数を確保しているということなのですが、現状でも多分保育士、数ある仕事が多いということで、それ以上の人数確保というのは考えていないのか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 公立保育園につきましては、採用が最近余りないということですが、30年度に3名公立保育園のほうは新規保育士を採用しましたが、31年度は採用がございませんでした。これからちよ

っと民営化の計画等もございますので、公立につきましては余り採用計画はないと理解しております。

○委員長（大豆生田春美君） 君島委員。

○議員（君島孝明君） そうしますと、先ほど言った保育士の仕事の量がふえて大変だと。それに対して補充する予定は今のところないということですか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 正規の職員の採用の計画はないと考えておりますが、そのかわりと言ってはですけれども、臨時の保育士は採用を随時行っております。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 今回は公立の大田原市立の保育所ということでございます。他方、私立の保育園、それから認定こども園があるわけですが、そちらのほうの定員枠をふやすと、そういう考え方もあるのではないかと思いますけれども、先ほど調整ということでお伺いしましたけれども、私立、その場合のその定員についてはどう考えればよろしいのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 大田原市内の私立の保育園につきましては、現在認可定員の上限まで子供さんを預かっているという状態でありまして、先ほどの面積基準、保育士の人数とかの基準を考えますと、これ以上の定員増は少し難しいのかなというようには考えております。

ただ、ここ数年、私立の幼稚園さんが認定こども園に移行するというのをやっていただいております。来年度から黒羽にございます明星館幼稚園さんが4月1日から、それから町内のふたば幼稚園さんが8月になると思われますが、認定こども園に移行されることが決定しておりますので、そちらでゼロ、2歳の保育枠の園児の増員が見込めると考えております。

この2つの私立幼稚園さんの認定こども園化によりまして、大田原市内には来年度は私立の幼稚園というものがなくなって、全て認定こども園になるということで、定員、小さいゼロから2歳の児童の受け入れ先がふえてまいると考えております。

また、今年度11月1日から小規模保育施設としましてにじいろ保育園さんという施設が1園開設していただきました。小規模保育施設ですので、ゼロ歳から2歳までのお子さん、しかも定員は19名以下ということではございますが、貴重な開園だと心得ておりますので、今後もそういった施設からのご相談があれば開設に向けていろいろ力になっていけたらなと考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 実際の運用なのですけれども、これは大田原市のほうはあくまで調整ということで、民間のほうで受け入れたいと、保護者の方が希望するということが前提ですけれども、その場合は民間の保育所、認定こども園を利用するという、そういう考えでよろしいでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） それでよろしいと思うのですけれども、私が申し上げている調整施設という言葉なのですけれども、人数の調整もあるのですが、ここで申し上げている調整という中には、どうしても保育をしなければならないという方が含まれます。と申しますのは、虐待を受けている児童とか、それか

ら親御さんがDV関係でほかの市町村から大田原市に転入してきた場合に市内の保育園において保育をしなければならないというときに、私立の保育園さんではどうしてももうこれ以上お預かりできませんよという場合に、無理をしても公立保育園のほうでそういう方を受け入れていきたいということから、そういった調整という役割も公立保育園にはございます。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 深澤委員。

○委員（深澤正夫君） 君島さんと同じ部分を聞くようなのですけれども、保育所の職員、正規職員と臨時職員とで合計何人になるかわかりますか。しんとみとゆづかみ保育園ごとにわからない。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 済みません。ちょっと人数のほうは今把握していないのですけれども、正職員と臨時職員はほぼ同じ割合になっております。臨時さんの数が正職員をちょっと超えているかなぐらいの配置になっています。何人だったかはちょっと今申しわけありません、数字を持ち合わせていない。

○委員長（大豆生田春美君） 深澤委員。

○委員（深澤正夫君） 保育所にたまたましんとみに入れて、ゆづかみ保育園にばらばらに兄弟が入るというケースがたまたま私聞いたときにあったので、その辺は今後どういうふうな対応をしていくのかなと。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） その問題につきましては、ご兄弟で入る場合でも毎年手続をしますので、そのときの空きぐあいではばらばらになってしまっているというケースが結構ございました。それで、そういう親御さんの負担を減らしたいということで、昨年度からなるべく兄弟を優先に選考して入っていただきたいということで、兄弟枠を優先するという制度が平成30年度からできております。全て解消されたというわけではないのですけれども、なるべく優先して入れるようにということで選考しております。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○議員（菊池久光君） 今の深澤委員の質問と多少かぶります。多少というか、同じような内容になるのですけれども、今課長のほうから説明がありましたように、兄弟、平成30年度から優先的にという部分が出てきたと思うのですけれども、というのはゼロ歳児、特に3人に1人の保育士であったりとか、1歳、2歳児だと6人に1人の保育士さんだったりというのがあって、上の子供さんは受け入れできるのだけれども、ゼロ歳児はちょっとうちの保育園では難しいよということがあったので、それを解消しようということで30年度から始まったと思うのですけれども、今現在、令和元年度でそういった別々の家庭があるのかということと、今回の認可定員をふやすことによって、その辺の解消も見込めてくるのかと、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 先ほどの制度が変わったことで、全てのご家庭で解消されたわけではございません。もう既に入園されている方で、それでも一緒になりたいという方もいらっしゃいますし、あとはお友達と離れるよりは、何年間か別でもという方もいらっしゃると思うので、全てが解消されてはおりませんし、解消されていないほうが多いのかなと。既に入っている方については、転園されずに、そのままのほうが多いのではないかと考えます。今後申し込まれた方につきましては、改正後申し込まれた方につきま

しては、なるべく上のお子さんがいらっしゃる施設へ入園していただけるように選考するということがありますので、その辺は申しわけないのですが、全てが解消はされておられません。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 広報や何かで常に保育士の募集をしていることを見て、保育課のほうにちょっとお聞きしましたら、臨時だからだというお答えだったのですけれども、やはりハローワークのほうでも30人以上が保育士の免状を持っていながら、ほかの職業を求めているというエントリーしている方が多いということもお聞きしています。そういう意味では、保育士さんの処遇改善も一緒に求めていけたらというふうに思いますので、その辺の意見を申し上げておきます。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第94号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号 大田原市保育所条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ここで健康政策課長、福祉課長、子ども幸福課長、保育課長は退席をさせていただいて結構でございます。

（健康政策課長、福祉課長、子ども幸福課長、保育課長退席）

○委員長（大豆生田春美君） 暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時01分 再開

○委員長（大豆生田春美君） 会議を再開します。

◎議案第95号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第5、議案第95号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（斎藤達朗君） 教育部所管の日程第5、議案第95号について担当課長から説明をいたさせます。

○委員長（大豆生田春美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） それでは、私から議案第95号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書138ページをごらんください。令和2年4月1日に実施する佐久山小学校と福原小学校とを統合することに伴い、福原小学校を閉校するため、本条例の一部を改正するものでございます。

141ページをごらんください。141ページの議案書補助資料の新旧対照表でご説明申し上げます。別表第1は、各小学校の名称及び位置に関する規定であります。このうち大田原市立福原小学校の項を削るものでございます。

139ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 関係部分の改正ということですが、地域のコミュニティーがなくなっていくとことになって、地元には説明されたと思いますけれども、どのような話がされたか、特徴的なことがあったらお聞かせください。

○委員長（大豆生田春美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） 統合に当たりましては、まず保護者説明会を実施いたしました。保護者説明会の後、今度は地域住民説明会というものも実施しております。その後、準備委員会を設置いたしまして、統合に向けて両校のいろんな学習の指導の部分とか、あとは地域の方々との関係する行事とか、そういった地域に関連する行事のすり合わせなども今実施しております。準備委員会は4回開催しまして、おおむね順調に進んでいるというような状況でございます。その準備委員会には地域の区長さん方も入っていただいておりますので、地域の方々の意見も取り入れながら実施している状況でございます。

○委員長（大豆生田春美君） いいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 今回の統合に伴って、またも通学の関係、既に市議会の中でも議論あったかと思うのですが、恐らくスクールバスの利用なども必要になってくるのではないかと思いますけれども、今大変厳しい予算状況ですので、その点について検討状況をお伺ひいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） スクールバスにつきましても、その準備委員会の中で運行経路と停留所の場所、そういったのも検討いたしまして、先日開催しました第4回目の準備委員会で決定いたしまして、それを受けて今度は保護者の説明会というものを昨日実施いたしまして、スクールバスに乗る時間帯とか、あとは帰りのバス。今度は低学年と高学年で帰りのバスの時間も違いますので、登校のときには1本ですね、バスは1本。帰りは早い便と遅い便と2本運行して、子供たちが安全に学校に通えるように実施していこうと考えております。

（「金曜日か」と言う人あり）

○教育総務課長（大森忠夫君） そうですね。説明会は先週の金曜日に行いました。

保護者の方から運行経路とバス停の位置につきましても特に意見とか質問はなく、おおむね了解をいた

だいたと思っております。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 別の質問をいたします。

今回の統合によりましてご負担をかける部分もあるかと思うのですが、逆にこの統合によってメリットというところもあるのではないかと想像いたします。教育面で充実していくようなところ多々あるかと思っておりますけれども、そういった点。さらには、今回の統合に伴って保護者の方々がどのような教育を希望しているのか、その辺の話し合いの状況を教えてください。

○委員長（大豆生田春美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） やはり統合となりますと、地域から学校がなくなるということが、まず地域の方々は寂しくなるというような意見もありました。ただ、保護者の方々は、やはりある程度の人数的中で勉強ができる。今福原小学校につきましては、複式学級がほとんど、複式学級を全校でも28名の児童数になりますので、全学年で複式学級になっているというところですが、佐久山小学校と統合することによって90名の、単学級ではあるのですが、人数、児童の数がふえるということで、いろいろな意見に触れることができると。あとは、いろいろな考えを持った子供たちでいろんな議論ができるというところで、教育委員会といたしましても保護者の皆さんもいろんなことにかかわることができるということと、あと運動面でも部活動も福原小学校ではやはり試合に出られないような部活もあったのですが、今度は部活動も2つになりますので、そういったところでも部活動にも参加できるというところで、福原小学校の保護者の方々も期待をしているというところでございます。

○委員長（大豆生田春美君） 深澤委員。

○委員（深澤正夫君） 済みません、時間をとらせて。準備説明会ってありますけれども、区長さんやなんか、どの範囲まで呼んで説明会をしているのかちょっと。

○委員長（大豆生田春美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大森忠夫君） 地域説明会は、全戸を対象にしております。佐久山地区と福原地区の両方の全戸に配布をしております。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

君島委員。

○議員（君島孝明君） 1つ、統合になることによって、今まで福原小学校ですばらしい行事等をやっていたと思うのです。例えばイナゴ取り、そういったものもできれば継続できるようにお願いします。

○委員長（大豆生田春美君） ほかにございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 1つは、まずスクールバス。スクールバスの関係でご手配くださることなのだと思います。逆にスクールバスを使うことによって、いわゆるその歩いて登校するというところで運動不足の問題が必ず起こると思います。これは私が文科本省の中で担当課長がスポーツ課長をやっていましたけれども、そのときにも既に指摘されていたことですので、そういった面での何らかの配慮は必要なのかと思います。これをぜひお考えいただきたいのが1点目であります。

2つ目であります。やはり教育の充実ということで、統合してよかったと、子供たちにとって非常によかったということで、教育面での充実をさらに念のためつけ加えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。結果としてよかったということでお願ひいたします。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第95号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第95号 大田原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第99号 大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの
指定管理者の指定について

○委員長（大豆生田春美君） 続きまして、日程第6、議案第99号 大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（斎藤達朗君） 議案第99号につきまして担当課長より説明をいたさせます。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（君島 敬君） それでは、議案第99号 大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

議案書193ページをごらんください。大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールは、指定管理制度を導入し、管理運営を行ってまいりましたが、令和2年3月31日をもって5年間の指定管理期間が満了となることから、同年4月1日以降の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、大田原市屋内温水プール、大田原市若草1丁目1480番地1と大田原市立黒羽中学校屋内温水プール、大田原市北野上3597番地1の2カ所でございます。指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地は、名称、株式会社フクシ・エンタープライズ、代表者、代表取締役、福士 昌、所在地、東京都江東区大島1丁目9番8号、指定の期間は令和2年4月1日から令和7年の3月31日まででございます。

記載にはございませんが、指定管理者の候補者選定につきまして、指定管理者の公募を市ホームページ及び8月号の市広報で周知いたしまして、9月12日から9月18日まで応募受け付けを行った結果、1団体、株式会社フクシ・エンタープライズからの応募がございました。10月2日に開催した大田原市公の施設指定管理者選定委員会において審査を行い、応募団体は候補者として適していると認められたものでござい

ます。

議案書195ページからが指定申請書、197ページからが事業計画書、飛びまして263ページからが収支予算書、269ページからが法人の定款となります。

279ページの公の施設指定管理者選定委員会の結果をごらんください。選定に当たりましては、安定した能力の保持、サービスの向上等総合的に評価し、応募団体は安定した能力の保持の成績率が合格基準であります60%を超え、総評点として採点結果は200点満点中163点でございました。選定の理由は、当該施設を運営した実績を有していること、当該施設の設置目的を理解しており、利用者向上に向けての具体的な提案がなされている点がすぐれており、候補者として適していると認められたことであります。

以上のことから株式会社フクシ・エンタープライズを指定管理者の候補者として決定し、281ページになりますが、仮協定書を11月15日に締結したところでございます。

以上、議案第99号の説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

君島委員。

○議員（君島孝明君） これはわかるかどうかちょっとお聞きしたいのですが、応募団体数が1団体しかなかったということで、その原因というのですか、なぜ1団体しかないのかと、わかる範囲でいいですから、わかったら教えて。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（君島 敬君） あくまでも推測でございますが、今回初めての指定管理導入ではございませんので、2回目の導入といいますか、2回目の募集でございましたので、そういった意味では新規のときほど魅力がないのかなと察しているところであります。

以上でございます。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 昨日ですけれども、屋外プールの廃止ということでご答弁いただいたと思います。具体的には今後の3月の予算の審議の際に明らかになると思いますけれども、その前提に立ったということで、恐らくプールの利用者がふえる可能性はあろうかと思えます。その際なのですけれども、安全管理面とかそういったところで影響がないかどうかということが心配されるところであります。

といいますのは、利用者もかなり温水プール、それから屋外プールも似通ったような数字だったと記憶しておりますので、そういった面を織り込んで検討されているのかどうか。そういう前提で大丈夫かどうか、念のため確認いたします。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（君島 敬君） ただいまご意見のありましたとおり、屋外プールの廃止に伴いまして、特に夏場の利用者でも昼間の利用者数が増加すると考えられます。これまでも屋内温水プールにおいても、夏休み期間中の利用者は小中高生を中心にやっぱり増加するという傾向がございましたので、そこにさらに増加する可能性は大きいと考えております。これにつきましては、今後を含めましてフクシ・エンタープライズのほうと綿密に打ち合わせをして、しかるべき安全対策のほう安全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 277ページの先ほどの点数のところでは163点ということなのですが、きのうの説明のときだと思いますが、年間340万円の修繕費について大田原市と協議に入るという話を聞いたのですけれども、この金額は大きいのか小さいのかあるいは今回2回目の募集で1団体応募で決めていくということなのですけれども、その辺ちょっと。200点満点数の中で163点でこの340万円というのは大きい金額なのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（君島 敬君） 再度ちょっと確認しますが、この修繕の費用が採点の中で大きいかどうかということでは……

（何事か言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（君島 敬君） 施設の修繕等につきましては、その管理が金額によって分かれておまして、50万円を超えるものに関しては、市の負担ということで協定のほうは結ばれておりますので、これを実際に実施していくとなると、市のほうの予算で実施するということとなります。ただ、今予算ヒアリングをしておりますので、必ずしもそれが予算の中に盛り込まれるかどうかというのは、まだ今の段階では何とも言えませんけれども、一応指定管理者のほうの負担ではなくて、市のほうの負担として今のところ考えておりますので、ご理解を願いたいなど。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） そういう点では、いろいろなものが削減されている中で指定管理者が負担するのではなく市が負担というところで、ちょっと危惧される場所ですけれども、その点はどうでしょう。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（君島 敬君） 必ずしもその修繕が急を要するものかどうかというのも判断した上で予算のほう、最終的な計上されるかどうかということになってくると思います。

○委員長（大豆生田春美君） 教育部長。

○教育部長（斎藤達朗君） 少し補足をさせてください。

秋山委員おっしゃられた277ページの選定委員会の結果につきましては、これは修繕費が高い安いということは審査の対象にはなってございません。年間の指定管理を5億5,000万円の中でどのような提案をされるかということが、あるいはどういうふうな管理体制、職員の研修等とか安全面に関して、あとは会社の経営母体、そういうものが安定しているかということが評価の対象になっておりますので、その中身で修繕費が幾ら高いから点数が高いとか、修繕費が安いから点数が低いということではございません。

そして、その修繕費の340万円につきましては、収支予算書の中でこのぐらいフクシ・エンタープライズが年間を予定していますと。結局その金額にはこういう修繕費がかかりますということで、日常的な金額も含めてこの安定した経営をしていく中で収支計画を立てたものでありますので、それ以外に大幅な大きな想定していないような修繕が出たときには、市が負担するというところでございます。

以上でございます。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） 今回の特に黒羽中学校の温水プールということですが、今回その片やプールがなくなって温水プール一本になっていくわけですが、今でも黒羽あたりは、特に各小学校なんかでも今プールの修理をするのではなくして、温水プールを利用していくと。それをバスなんかでやっているわけです。それと一緒に今回中学校も当然これ温水プールを使うこと、小学校もそこで当然日程的な中で使っていく。それに加えて、今度は屋外のプールの利用者もそこに入ってくるということの中でのその辺の計画というか、考え方というものについて説明をちょっといただきたいと。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（君島 敬君） お答えいたします。

今の利用状況を勘案する中で利用者が例えばその平日の昼間の時間帯を中心として、その利用者が多くて例えば中でごった返して、水泳をするような適正な環境を維持するような状況ではございませんので、特にその昼間の時間帯の利用というのは比較的余裕があるというところで、これから利用人数をふやしていく上でも、その部分をどうやって利用者数をふやすかというのが一つの課題であったところでございますので、今回屋外プールの廃止ということで、そういった利用者の方が屋内温水プールを利用させていただくことによって、今までで課題であった昼間の利用者数の増にもつなげられると考えております。

また、必ずしもそういった方、屋外のプールを利用された方が屋内温水プールを利用することによって、今までの環境を悪化させるようなことのないように、これもフクシ・エンタープライズさんのほうと調整をしながら運営はしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） そういう形でいいのかなと思うのですけれども、それと学校の中、当然中学校が使っているときにも並行して今の屋外を使っている人なのですね。子供たちがそれを使えるのか。その中学校が使っている場合には、その時間というのは結局夏休みなんかでも、ではどこへも行くところなくなってしまうということなのか、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（君島 敬君） 細かな点につきましては、今後調整が必要になってくると思いますが、少なくとも混乱を来さないような形で調整のほうは進めさせていただきたいと思っております。今の段階ではそこまでお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑は終わります。

これより意見を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） まず、指定管理の点でございます。1者入札という状況ではありますけれども、何らかの工夫はやはり必要なのであろうかと思っております。この厳しい財政状況でありますので、指定管理、これはある面では経費を削減すると、効率的な効果的な運営をするということが大事であります。そういうことを考えますと、1者応札であったとしても、条件の中にも入っているかどうかわかりませんが、いわゆる金額の点でのその設定とか、この辺あたりは全国各地の事例などを参考にしながら適

正に設定をするということで、何とか経費の効率化を図りたいという、そういうことも含めてぜひ指定管理の点の予算、効率的なある面でその経費の削減という観点も含めて、安全の確保が大前提ですけれども、そういった点で考えていただきたいのが1つであります。

2点目であります。2点目は、やはり安全確認、安全な運営であります。これは先ほどの利用者の増加ということで、これはいい内容かと思えますけれども、実際に多くの子供たちの場合は、安全面で特に留意が必要であります。私自身も文部科学本省でふじみ野市のプールの事故の対応をさせていただきました。全国の統一基準をつくりましたけれども、その際の事故の最終的には市当局の職員の方、それから指定管理を受けた方も、たしか刑事罰を受けたと理解しておりますので、そういった点で特に監視員の配置、人数が多い場合は配置という点を含めて安全面での徹底ということで、この点については市当局におかれてもしっかり対応の確認をしていただきたいということでお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第99号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第99号 大田原市屋内温水プール及び大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第100号 大田原市立図書館の指定管理者の指定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第7、議案第100号 大田原市立図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（斎藤達朗君） 議案第100号につきまして担当課長から説明をいたさせます。

○委員長（大豆生田春美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（津久井静男君） それでは、議案第100号 大田原市立図書館指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。提出議案及び補助資料の293ページから387ページまでになります。

大田原市立図書館につきましては、平成22年4月から指定管理者による管理運営を行ってまいりましたが、現指定管理者の5年間の指定期間が令和2年3月31日をもって満了することから、同年4月1日以降の新たな指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては大田原市立図書館、このうち大田原図書館は所在地、大田原市中央1丁目3番15号、黒羽図書館は所在地、大田原市堀之内656番地1、湯津上庁舎図書室は所在地、大田原市湯津上5番地1081であります。指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在

地につきましては、名称、株式会社図書館流通センター、代表者、代表取締役、細川博史、所在地、東京都文京区大塚3丁目1番1号、指定の期間につきましては令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

公の施設指定管理者選定委員会の結果につきましては、資料373ページとなりますが、まず選定の経過について申し上げます。候補者の選定に当たりましては、大田原市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第20条の規定に基づき、募集要項の配付を8月1日から8月20日まで行い、8月19日には現地説明会を実施し、8月19日から26日までは募集要項に関する質問書を受け付け、ホームページ上で回答し、指定管理者指定申請書の受け付けは9月の11日から20日まで行い、1団体、株式会社図書館流通センターの申請がありました。

これを受けまして、10月3日の令和元年度公の施設に係る指定管理者の選定委員会において、資料の審査及びヒアリングを行い、選定基準表により採点が行われた結果、株式会社図書館流通センターを指定管理者の候補者として指定したところでございます。

なお、選定に当たりましては、安定した能力の保持、サービスの向上等総合的に評価し、応募団体は安定した能力の保持の成績率が合格基準である60%を超え、総評点としての採点結果は200点満点中154点でありました。選定の理由といたしまして、当該施設を運営した実績を有している、当該施設の設置目的を理解しており、利用者向上に向けての具体的な提案がなされている点がすぐれており、候補者として適していると認められたことであります。

なお、297ページからが指定申請書、299ページからが事業計画書、361ページからが収支予算書、367ページからが法人の定款となっております。

なお、仮協定書は375ページになっておりますが、指定管理料の総額の上限を6億525万4,000円としまして、11月8日付で締結しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより意見をを行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 200点満点の中で154点というのは、低いのではないかとちょっと思うのですが、市民に開かれた知の拠点として市民の皆さんから意見としてDVDをそろえてほしい、蔵書が古い、マンネリ化しているという声も出てきております。文化の水準をはかる上でも図書館の充実というのはとても大事だと思いますので、その辺を十分やっていただきたいと思うのと、もう一つは、ここがトコトコの中の4階にあるということで、やはり駐車スペースについては担当が違うので、いつもなかなか通らないのですけれども、図書館の側のほうからも市民が来やすいように、この駐車場についての改善を求めてほしいというふうに思います。意見として述べておきます。

○委員長（大豆生田春美君） ほかにございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 1つは指定管理、共通でございます。本件については今回そういう結果であれば次の指定管理の手続は大分先になるわけでありますけれども、一般的に1者応札というのは改善するということが、これはむしろ大田原市役所全体かと思えますけれども、そういう努力をお願いしたいというのが1点目であります。

2点目でありますけれども、読書、本を読むということは非常に子供の教育の上でも大切であります。特に先般のPISAの調査結果ということで課題になったのが、読解力をいかに上げていくということがございます。そういった面で、特に児童、幼児から本に親しみやすい環境ということは非常に大切だろうと思えます。そういった点での図書館の運営ということをご要望申し上げたいと思えます。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第100号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第100号 大田原市立図書館の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

ここで教育部長、教育総務課長、生涯学習課長には退席をしていただいて結構でございます。大変にお疲れさまでした。ご苦労さまでした。ごめんなさい。スポーツ振興課長様にも、済みません。

（教育部長、教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長退席）

◎陳情第10号 介護福祉職員の給与を当面4万円引き上げる助成制度の新設を国に求める意見書の提出を求める陳情書について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第8、陳情第10号 介護福祉職員の処遇を当面4万円引き上げる助成制度の新設を国に求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

陳情第10号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（植竹 広君） それでは、事務局として私のほうで説明させていただきます。

陳情名、介護福祉職員の処遇を当面月4万円引き上げる助成制度の新設を国に求める意見書の提出を求める陳情書であります。提出者は、大田原市久野又804番地、大田原市介護サービス事業者連絡協議会会長、益子和博氏であります。

この提出者については、大田原市介護サービス事業者連絡協議会というのは、大田原市内に事業所を有する介護サービス事業の代表をもって組織され、被保険者の立場に立った良質の介護サービスを提供するため、会員相互の連携、情報交換及び研修等を行うことによって介護サービスの向上を図ることを目的としております。構成組織数は、市内で49法人、117事業所でございます。

陳情の趣旨は、現在介護現場では介護離職者が後を絶たず介護が成立せず利用者に大きな影響を与えるなど、深刻な事態を引き起こしております。その大きな要因の一つには、介護福祉職員の賃金が余りにも

低いこととあります。2017年度の「厚生労働省賃金構造統計基本調査」によれば介護福祉職員の給与は、全産業の平均賃金より9万円から10万円低く、この解消が長年の課題となっております。

こうした現状を踏まえ、介護福祉職員の低賃金状態を改善する一環として、将来的には全産業の平均賃金に近づけることを目的に、当面給与を月4万円引き上げるための助成制度の新設を求める内容となっております。

また、陳情中の4万円引き上げについては、全産業と比較し、平均賃金が厚生労働省の賃金調査で約9万円から10万円低いとなっており、2025年、高齢者がピークとなる時期には介護福祉職員の平均賃金を全産業並みに引き上げることを目指し、そのために2段階で引き上げるよう、今回は半分の4万円を差し当たって目標にしましたとの提出者からの説明がございました。

また、県内に同様の陳情が出されているかどうかということについて調査いたしましたところ、委員会に付託されたものが実際に栃木市、栃木市の場合は9月の定例会のほうで採択され、意見書として提出されました。宇都宮市、宇都宮市は12月の定例会に提出され、委員会のほうで不採択というふうな採決になりました。日光市、こちらにも不採択という、12月定例会において、本日17日が定例会最終日ということで、そのような形で報告されていると思います。

また、郵送により議長預かりというふうな取り扱いで、またその中で足利市、佐野市、小山市、真岡市、矢板市、那須烏山市、そちらのほうは郵送により議長預かりという形になっております。

あとは、議会運営委員会において継続審査ということを決定、審査をこのまま続けるという形をとったのが鹿沼市であります。

また、この同様の陳情のほうで提出がないということはあるのが下野市。あと、今回大田原市、本市のほうで各市のほうに調査したところ、未回答ということで本日までに回答をいただけなかったのが那須塩原市とさくら市となっております。

さらに、今までの対策としまして、国が今までそのような介護事業関係者に対してどういうふうな対策を行っていたかということ、今から10年ぐらい前ですか、平成21年度に実際に介護職員の処遇改善ということでおおよそ平均月額2.4万円分が改善されていると。あと、また24年度に月額約6,000円、27年度に1万3,000円程度の改善、また平成29年度においては月額平均1万4,000円程度が改善はされておりました。

そこで、国としては昨年度厚生労働省において社保分科会、厚生労働省にある分科会において、介護人材の処遇改善についてというものを作成しました。それにより、先ほど説明、改善点も含めて今後の改善点、その件に関してある程度指針を設けまして、その内容が月額8万円の増額、年額440万円に改善を行うということで、そちらのほうを今年度の10月1日より施行を開始しております。

さらには、その申請関係に関しては、大田原市内の事業所全てが申請を行っている現状であります。

以上になります。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、これより陳情第10号に対する意見を行います。

こちらは、お一人お一人ご意見をいただきたいと思っております。

まず、高崎副委員長のほうからずっとお願いいたします。

○副委員長（高崎和夫君） 今事務局から説明をいただいたわけですがけれども、これの陳情は11月14日付ということの中で、今の説明からいうと、月額8万円という値上げが10月の1日からということなので

すね、今の説明で。その10月1日から月額で8万円がということが開始されたということなので、10月1日に開始されて、11月というのは、恐らく10月1カ月しか、この8万円というものがまだ開始された1カ月ではないのかと思うのです。ですから、そういう意味でのそれに追い打ちというのですけれども、また4万円の引き上げということなので、ちょっと何かそういう意味での8万円の上がった後にまた4万円ということなので、先ほどのほかの取り扱いの話も今事務局からありましたけれども、今回はそういう中ではもう少しこれ様子を見るというか、とりあえずこの10月に8万円が値上げしているので、今回は不採択でもいいのではないかとこのように思います。

○委員長（大豆生田春美君） 続きまして、深澤委員、お願いいたします。

○委員（深澤正夫君） 介護職員に対しての給与なのですね、介護職員は確かに低い給与でいろいろやられているので、給与も民間賃金に近くなるようなことでは必要だなと思っております。特に私たちが時代の中でこういう介護を受ける部分が出てくると思うので、民間企業に近づけるような形で上げることについては、私は了解します。

○委員長（大豆生田春美君） 採択ということですか。賛成ということですね。

○委員（深澤正夫君） 賛成です。

○委員長（大豆生田春美君） 次、鈴木委員、お願いします。

○委員（鈴木 隆君） 私の基本的な考え方としては、介護職の方々の賃金、処遇の改善ということ、方向性としては理解するところであります。さらなる充実ということは大切であります、タイミングであります。問題はタイミングでありまして、まさに今予算政府原案が取りまとまる段階でございます。そういう中でこの陳情の扱いということでは、少し難しいタイミングにあるのかなと思います。政府のお考え、ほぼ恐らくままとまっているところ、もしくは最終段階で財務省とやりとりをしているところかと思っております。そういったところの状況を見るというのも一つ大切だと思いますけれども、結果といたしましては不採択ということが、様子を見るのがよいのではないかとこのように思います。

○委員長（大豆生田春美君） 次、秋山委員、お願いします。

○委員（秋山幸子君） 私もこの介護というのは大変な仕事なので、賃金の低さというのはずっと言われておりました。今回こちらの益子さんという方が大田原市介護サービス事業者連絡協議会ということだったので、この事業者は一体今どこどこかというのを探したのですけれども、見つからず、これは全部の事業所さんをまとめて益さんがこれを上げてきたのかというのをちょっと質問したかったのですけれども、いいですか、はい。では、全部でないとするれば、今国のほうでこうした月額8万円のことが起こってきておりますので、こちら様子を見たいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 次、菊池委員。

○議員（菊池久光君） 私のほうも同じような形になるのですが、10月からの賃金の上乗せというのがありますし、国のほうでも動きがあるわけですから、今回はまだ見送る形でよろしいのかなと、不採択という形でよろしいかなと思います、時期的に。

○委員長（大豆生田春美君） 君島委員。

○議員（君島孝明君） 私も今回8万円上がるということで、全産業の平均賃金にほぼ近づいたと。先ほどちょっと勘違いしているのではないかとこのように思うのですが、ほぼ今現状で全産業平均の賃金になりつつある、

8万円上がったのですから。ですから、今回は私もちょっと様子を見たほうがいいと思いますので、不採択をお願いします。

○委員長（大豆生田春美君） それでは、意見は以上で終わりによろしいでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（大豆生田春美君） それでは、陳情第10号 介護福祉職員の給与を当面4万円引き上げる助成制度の新設を国に求める意見書の提出を求める陳情書については、不採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） それでは、不採択ということに決定をいたしました。

◎散 会

○委員長（大豆生田春美君） 以上で当常任委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

本日は、これもちまして常任委員会を散会いたします。

午前11時47分 散会